

ドミトリー圭友館における

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

COVID-19に関する報告・相談手順については、
本学HP【www.iwate-med.ac.jp/covid-19/】を参照のこと。



● 待機対象者（症状による感染症疑い例、コロナウイルスかどうかを問わない）

- 1) 発熱 37.5℃以上およびインフルエンザ様症状*が2日間連続し、健康管理センターから実家または学生寮内での静養指示を受けた入寮者。

※全身倦怠・のど・はな・せき・息切れ症状などが複数同時にあること。

▶ 移動指示あるまで、外出等を控え自室で生活用品（私物 1W 分）を準備。

● 待機室の開設と対象者の行動制限

- 1) 寮管理人は、学事課の依頼により待機室を開錠し使用を開始する。
- 2) ゲストルーム 4 室を待機室とする。
- 3) 待機該当者（寮生等）は必要最小限の生活用品（私物）を持参し、指定された個室に移り、原則として外出および寮内外の移動を禁ずる。
▶ 必要な外出は電話にて届け出、寮管理人の許可を得る。
- 4) 待機該当者以外の待機室への立ち入りは禁止する。
- 5) 保護者による迎えが可能な場合には、実家に帰省する。

行動制限：当該入寮者を対象とする共用部分の使用制限

- 1) 食堂：使用禁止。使い捨て容器での食事提供とし、接触を避けて待機室前に置き、本人が個室に持ち込む。（容器は喫食後、回収し所定の袋に廃棄）
- 2) 大浴場：使用禁止。待機室内プライベートシャワーのみ使用する。
- 3) トイレ・洗面所：待機室内のみ使用可。
- 4) その他：行動制限中の生活維持に支障がない範囲で寮内共用施設の使用を禁ずる。

● 待機解除要件

- 1) 解熱後、2 日間の無熱・無症状を確認後、通常ユニットに戻し、14 日間の健康記録票による自己検疫を実施する。

● 濃厚接触者・接触者（保健所に判断された場合。（感染制御部の判断によるものを含む））

- 1) 移動指示あるまで、外出等を控え自室で生活用品（私物 1W 分）を準備し、実家（保護者の迎えによる）または近隣ホテルに移動する。
- 2) 待機が解除された場合に寮に戻る。

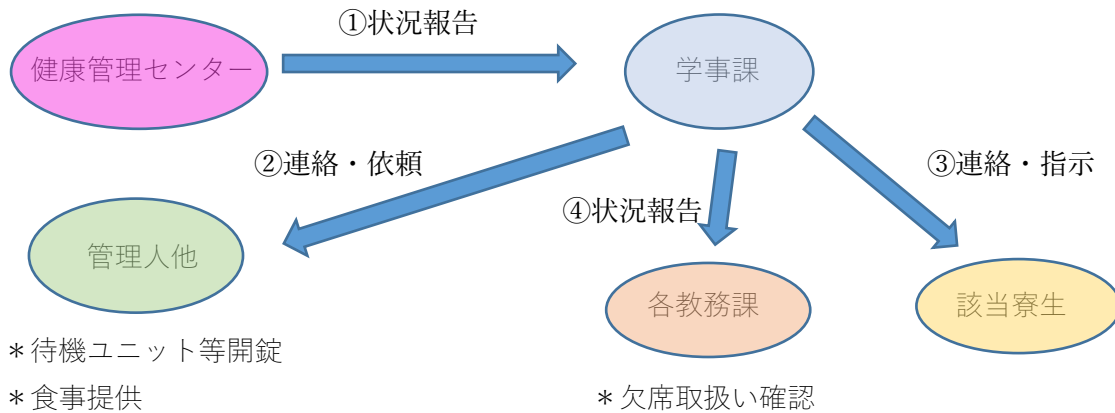
● 感染例（行政検査によるコロナウイルス検出例）

- 1) 保健所の指示に従う。
- 2) 当該同一ユニットの全入寮者は指示があるまで自室待機する。

● 寮の閉鎖およびユニットの転用・閉鎖

県の衛生主管部局および学長（感染制御部）の協議・指示による。

● 連絡等体制



● 施設内環境等の留意事項

- 1) ユニット入退出時の手指衛生義務。（手指消毒・手洗い励行）
- 2) 食堂等共用施設における混雑緩和。（喫食・入浴時間の分散／着座間隔の確保 等）
- 3) 食事提供にかかる共用物の削減、使用休止。（配食・下膳方法の変更 等）
- 4) 高頻度環境表面の消毒。（アルコール／ジア清拭*：ドアノブ・スイッチ 等）
- 5) 共用エリアでの不織布マスク着用義務、長時間滞在の禁止。（ユニットラウンジ 等）
- 6) 施設内において可能な限り換気を行う。

*アルコールまたは0.05%次亜塩素酸希釈液

● 休日について

- 1) 休日の待機判断は、「発熱 37.5℃以上およびインフルエンザ様症状*が2日間連続」した段階で、寮生自身および寮管理人において「●待機対象者▶移動指示あるまで、外出・移動を控え自室で生活用品を準備。」とした上で自室待機とし、翌平日に寮生自身が健康管理センターに相談する。近隣の医療機関の外来受診を妨げない。なお、休日緊急の連絡先は、学事課長とする。
- 2) 全入寮者について、当面の間、不要不急の外出を控え、移動は原則として認めない。
▶ 大学として強い自粛勧告を発出する。

● その他

- 1) 門限は当面の間、22：00 とし、集会等への出席、酒肴を扱う店での飲食・カラオケ等の利用を避ける。
- 2) 14日間の検疫期間は、附属病院およびトクタヴェールへの立ち入りを禁止する。
- 3) 寮管理人および従業員は、待機対象寮生との接触を極力避けるものとする。